

企業会計基準委員会 御中

平成 22 年 11 月 30 日
株式会社プルータス・コンサルティング

**「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況
の整理」に対するコメント**

株式会社プルータス・コンサルティングは、企業会計基準委員会の継続的な努力に心より敬意を表するとともに、「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下、「検討状況の整理」という。）に対するコメントの機会を歓迎致します。

以下、『『金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理』の公表』に記載の質問事項に回答するとともに、検討状況の整理についてコメント致します。

1. 『『検討状況の整理』の公表』に記載の「コメント提出者への質問」に対する回答

【質問 1】

（質問 1）公表される市場価格のない株式への投資の分類（第 18 項及び第 74 項から第 82 項参照）

第 18 項では、公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案（【案 1】）、及び、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案（【案 2】）の 2 つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

（回答）

案 1 に賛成する。

原則的には、公表される市場価格のない株式であっても、公正価値で測定すべきであると考え。なぜなら、そのような株式であっても、株式価値算定において広く用いられている評価手法を利用すれば、当該株式の公正価値を算出することができ、算出した公正価値をもって当該株式を測定することが可能だからである※1。

もっとも、評価手法を用いて市場価格のない株式の公正価値を算出する場合には、算出された公正価値による測定値の信頼性やコストがしばしば問題となる（第 76 項以下）。

しかし、前者については、OCI オプションを利用することにより、信頼性に疑念のある公正価値を用いた測定値の影響を純損益に反映させないことが可能である。また、公正価値の算出に用いた評価手法に係る情報、例えば、当該評価手法の内容や長所・短所等を注記すれば、測定値の信頼性の欠如による財務諸表の有用性の低下を防ぐことも可能である。

後者については、継続的に公正価値で測定することとなれば、確かにコストが増加する虞がある。しかし、株式価値の算定に用いられる評価手法には複数の方法があるため、評価対象とする株式の重要性に応じて、精緻な評価手法と簡便な評価手法を使い分けることによって、ある程度は解決が可能である（なお、この場合には、評価手法別の内訳を注記する必要があると考える。）。また、我が国の現行の会計基準では、市場価格のない株式について、減損が生じていないかどうか毎期判断する必要があるが、継続的に公正価値で測定することとなれば、当該判断に係るコストが不要となるため、継続的な公正価値の測定に伴うコストの増加を軽減することができる。

※1 なお、この点について、我が国の現行の会計基準においても、会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）第 63 項が「市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能だとしても、それを時価（合理的に算定された価額）とはしないものとし、当該株式は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱う」とし、当該株式を結果的に取得原価で測定することになるものの（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 19 号）、評価手法により公正価値を算出（把握）できることを認めている。

【質問 2】

（質問 2）一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング（第 31 項及び第 96 項から第 103 項参照）

第 31 項では、第 30 項ただし書きの指定を行った場合（一定の株式に関して、公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する指定を行った場合）において、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない（リサイクリングを行わない）案（【案 A】）と、純損益に認識する（リサイクリングを行う）案（【案 B】）、の 2 つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

（回答）

案 B に賛成する。

公正価値による測定に伴い発生する株式の評価差額に限らず、「クリーン・サープラス関係」の観点からは、株主（資本主）との直接の取引、すなわち資本取引による場合を除く株主資本（支配持分）※2の変動は、純損益を通じて行われるべきである。

公表される市場価格のない株式への投資よろしく、国際的な会計基準とのコンバージェンスが進めば、公正価値により測定すべき資産・負債の範囲が拡大するものと予想される。そして、これに伴い、投資情報としての純損益の有用性を維持するため、「投資のリスクから解放されていない」評価差額等がその他包括利益（OCI）に計上されることが多くなるかもしれない。

OCI が「ゴミ箱」になるのは望ましくないが、OCI に計上された評価差額等が投資のリスクから解放された場合には、やはりリサイクリングを行い、純損益を通じて株主資本（支配持分）を変動させるべきであると考えている。

※2 「親会社説」を前提としているが、「経済的単一体説」をとる場合には、少数株主持分（非支配持分）の変動を含む。

2. その他の事項に対するコメント

【コメント 1】

第 118 項～第 123 項の「個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱い」について

(コメント)

個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱いについては、「会計基準（案）の範囲に含めず、別の会計基準を改定し、持分法とする」（第 122 項(4)）のが望ましいと考える。

まず、第 119 項及び第 120 項においても指摘されている通り、連結財務諸表におけるのれん（のれん相当額）の減損と個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式の減損の取扱いが異なること等により、子会社及び関連会社に対する投資の測定値が連結財務諸表と個別財務諸表とで整合していない。連結財務諸表と個別財務諸表の整合性の観点から言えば、同一の投資に対する測定値が連結財務諸表と個別財務諸表とで一致していないのは適切ではなく、両者の測定値は整合的であるべきである。

また、子会社及び関連会社に対する投資の成果の観点から言えば、子会社株式及び関連会社株式は、金融資産であるが「事業投資」の性格を持つ。そのため、子会社株式及び関連会社株式を会計基準（案）の範囲に含めて公正価値で測定し、公正価値の変動に伴う評価差額を投資の成果としたり、取得原価で測定し、受取配当金を投資の成果としたりするのは適切ではない。

子会社株式及び関連会社株式に対する投資の成果は、子会社又は関連会社が獲得した純損益のうち、当該会社に対する持分割合に相当する額とするのが適切である。なお、当該投資の成果は、子会社又は関連会社がリスクから解放された純損益を獲得した時点で、リスクから解放される^{※3}。

以上より、子会社株式及び関連会社株式については、会計基準（案）の範囲に含めず、個別財務諸表において持分法を適用するのが適切であると考ええる。

※3 ただし、関連会社株式については、関連会社に他の支配株主がいる場合、当該会社がリスクから解放された純損益を獲得した時点で関連会社株式に対する投資の成果がリスクから解放されたとみなすことはできないかもしれない。

以上

弊社のコメントが、本検討状況の整理を含む今後の企業会計基準委員会の議論の一助となれば幸いです。